

特定非営利活動法人 NPOきらめき広場定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPOきらめき広場という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県新見市哲西町矢田3604番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民、行政、企業による協働のまちづくり及び地域づくりの推進に関する事業を行い、もって新しく良質な住民サービスの提供や生活環境の向上を図り、潤いと喜びを持って生活できるまちづくりと豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 市民、行政、企業並びに市民活動団体との協働によるまちづくりシステムの構築と情報交換及び情報発信事業
- (2) 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言及び支援に関する事業
- (3) 人づくり、まちづくり、地域づくりに関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (4) 保健・医療・福祉・教育・産業等の一体化による地域の包括的ケアに関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (5) 環境保全に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (6) 都市・農村交流事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (7) 地域情報化事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (8) 地域安全活動に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業
- (9) 公共施設の管理、運営に関わる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 協力会員 この法人の目的に賛同し協力して活動する個人

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 すべての理事は、この法人の業務について、この法人を代表する。

2 理事長は、この法人の業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款の規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事務局の組織及び運営
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることができる。

3 事務局職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備え置き)

第49条 この法人は、法第28条の規定する書類及び帳簿を備えておかななければならない。

2 前項の書類及び帳簿は、会員その他利害関係人から請求があったとき、閲覧させなければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人又は公益法人(社団法人・財団法人)で当法人と目的を同じくするものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びこの法人が開設するインターネットのホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	奥 津 一富美
副理事長	生 原 義 人
理事	土 屋 一
理事	田 口 一 壽
理事	宮 崎 達 子
理事	岡 崎 裕 生
理事	沖 田 惠 子
理事	深 井 正
理事	本 田 定 夫
理事	村 上 昇
理事	佐 藤 勝
理事	妹 尾 生 男
監事	池 田 洋 助
監事	原 清 治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	10,000 円
	賛助会員	20,000 円
(2) 年会費	正会員	12,000 円 (月1,000 円)
	賛助会員	24,000 円 (月2,000 円)

付 則 (平成17年5月31日第2条改正)

- 1、この定款は、平成17年6月7日から施行する。

付 則 (平成18年3月24日第6条改正)

- 1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日 (平成18年6月9日) から施行する。

付 則 (平成19年3月16日第4条及び第5条改正)

- 1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日 (平成19年 8月 11日) から施行する。

付 則 (平成24年3月28日第15条、第23条、第32条及び第50条改正)

- 1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日 (平成24年 8月 21日) から施行する。

付 則 (平成26年11月18日第5条改正)

- 1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日 (平成27年3月3日) から施行する。

付 則（平成29年5月30日第38条、第41条、第42条、第45条及び第54条改正）

1、この定款は、平成29年5月30日から施行する。

付 則（平成29年5月30日第5条及び第16条改正）

1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日（平成29年9月4日）から施行する。

付 則（令和8年3月31日第5条改正）

1、この定款は、特定非営利活動促進法第25条3項の規定にもとづく岡山県知事の認証があった日（令和8年 月 日）から施行する。

令和8年度 事業計画書

特定非営利法人 NPOきらめき広場

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人NPOきらめき広場が設立されて20年。
 設立時、行政から最低10年間は地域づくり活動を続けるようにと提供を受けた基金を元手に数々の活動を展開し、20年にわたって地域づくりに一定の成果を挙げてきた。
 設立後20年を経て、今や地域に無くてはならない存在といわれるNPOきらめき広場となって来たが、一方で、活動資金の枯渇により法人自体の存続が危機を迎えることとなっている。
 財政ひっ迫に対応するため、昨年7月末には訪問介護事業を廃止するなど経営健全化に努めたものの好転の兆しが中々見いだせていない。
 そこで本年は、哲西公民館活動との連携をさらに強化したまちづくり活動を進めるとともに、既存の活動を一部縮減し必要不可欠な活動にしぼり実施することとする。
 併せて、新たな活動資金の獲得に注力する。
 具体的には、市民活動団体支援では事務機器利用、活動相談・助言窓口、事務受託活動を実施する。地域包括ケア活動では、健康福祉まつり・地域包括ケア推進事業、新見市からの受託事業である子育て広場や認知症カフェを継続実施するほか、福祉有償運送活動も継続実施に努めるが移送事業継続の可否についても早急に検討を加える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

1) 市民、行政、企業並びに市民活動団体との協働によるまちづくりシステムの構築と情報交換及び情報発信事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
情報発信	ホームページ等により地域づくりや市民活動に関する情報交換と情報発信を行う。	随時	法人事務所	2人	新見市内外市民・団体・企業・会員等 30,000人	180

2) 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言及び支援に関する事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
市民活動団体運営支援	市民活動を行う団体の連絡、助言並びに支援	令和8年度 通年	新見市内	2人	市民活動団体運営担当者ほか10人	0
	一般財団法人田辺育英会事務局事務支援	令和8年度 通年	岡山県内	2人	高校・専門学校・大学・大学院生20人	866
	移動ネットおかやま事務局受託	令和8年度 通年	岡山県内	2人	岡山県内福祉有償運送活動団体活動者450人	
	市民活動団体との協働事業	令和8年度 通年	新見市内	10人	ボランティア組織運営者50人	80

3) 人づくり、まちづくり、地域づくりに関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
人づくり・まちづくりに関する事業	きらめきひな祭り (実行委員会支援)	令和9年2月	きらめき広場	50人	市民3,000人	0
	盆踊り保存夏祭り (実行委員会と協働)	8月	きらめき広場	30人	市民1,000人	15
	哲西の太鼓田植え (実行委員会への協力)	5月	きらめき広場 付近	10人	市民ほか 3,000人	0
	文化財保全活動	令和8年度 通年	新見市哲西地区	10人	市民1,000人	20

4) 保健・医療・福祉・教育・産業等の一体化による地域の包括的ケアに関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
保健福祉推進事業	地域包括ケア推進事業	12回	新見市内	2人	地域住民 360人	20
	健康福祉まつり	7月	きらめき広場・哲西	50人	市民 500人	150
	新総合生活支援サービス	通年	新見市哲西地域	10人	市民 200人	60
	認知症カフェ	毎月1回	きらめき広場・哲西	5人	市民 500人	410
子育て支援事業	子育て広場	週3回 月1回	きらめき広場・哲西	10人	市民 500人	1,148
福祉移送活動	福祉有償運送サービス	随時	新見市内	13人	登録者175人	340

5) 環境保全に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
自然環境保全ボランティア育成事業	鯉が窪湿原保全活動	令和8年度 通年	新見市内	12人	地域市民300人	0

6) 都市・農村交流事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
都市農村交流 に関する調 査・研究事業	空き家調査・リストアッ プ	実施予定 なし				0

7) 地域情報化事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
ラストワンマ イル活用事業	シルバーパソコン教室	実施予定 なし				0

8) 地域安全活動に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
地域安全活動	地域安全確保パトロール 活動	月24回	新見市哲西地 域	登録ボラン ティア310 人	新見市哲西地 域 住人2100人	0

9) 公共施設の管理運営に関わる事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
公共施設の管 理	哲西公民館鍵管理	通年	新見市哲西町 八鳥地域	1人	新見市哲西町八 鳥地域300人	80

令和9年度 事業計画書

特定非営利法人 NPOきらめき広場

1 事業実施の方針

地域に無くてはならない存在としてNPOきらめき広場に期待が一層高まりつつあるので、地域づくり活動に注力したい。

具体的には、市民団体の活動支援・相談・事務機能の受託等の活動を一層進め、総合的なまちづくりのパワーを高めて行きたい。

また、行政と市民の間の距離をさらに縮める役割を果たすとともに、公民館活動や地域運営組織の活動との連携をさらに強化したまちづくり活動を進める。

地域包括ケア活動では、健康福祉まつり・地域包括ケア推進事業、新見市からの受託事業である子育て広場や認知症カフェを継続実施する。

併せて、新会員の獲得や新たな活動資金の獲得に注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

1) 市民、行政、企業並びに市民活動団体との協働によるまちづくりシステムの構築と情報交換及び情報発信事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
情報発信	ホームページ等により地域づくりや市民活動に関する情報交換と情報発信を行う。	随時	法人事務所	2人	新見市内外市民・団体・企業・会員等 25,000人	180

2) 市民活動団体の運営又は活動に関する連絡、助言及び支援に関する事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
市民活動団体 運営支援	市民活動を行う団体の連絡、助言並びに支援	令和9年度 通年	新見市内	2人	市民活動団体運営担当者ほか10人	62
	一般財団法人田辺育英会事務局事務支援	令和9年度 通年	岡山県内	2人	高校・専門学校・大学・大学院生20人	866
	移動ネットおかやま事務局受託	令和9年度 通年	岡山県内	2人	岡山県内福祉有償運送活動団体活動者450人	
	市民活動団体との協働事業	令和9年度 通年	新見市内	10人	ボランティア組織運営者50人	120

3) 人づくり、まちづくり、地域づくりに関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
人づくり・ま ちづくりに関 する事業	きらめきひな祭り (実行委員会支援)	令和10年2 月	きらめき広場	50人	市民3,000人	0
	盆踊り保存夏祭り (実行委員会と協働)	8月	きらめき広場	30人	市民1,000人	15
	哲西の太鼓田植え (実行委員会への協力)	5月	きらめき広場 付近	10人	市民ほか 3,000人	0
	文化財保全活動	令和9年度 通年	新見市哲西地 区	10人	市民1,000人	20

4) 保健・医療・福祉・教育・産業等の一体化による地域の包括的ケアに関する調査、研究、研修 及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
保健福祉推進 事業	地域包括ケア推進事業	12回	新見市内	2人	地域住民 360人	230
	健康福祉まつり	7月	きらめき広 場・哲西	50人	市民 500人	150
	新総合生活支援サービス	通年	新見市哲西地 域	10人	市民 200人	60
	認知症カフェ	毎月1回	きらめき広 場・哲西	5人	市民 500人	410
子育て支援事 業	子育て広場	週3回 月1回	きらめき広 場・哲西	10人	市民 500人	1,120
福祉移送活動	福祉有償運送サービス	随時	新見市内	13人	登録者175人	340

5) 環境保全に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日 時	実施予定場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
自然環境保全 ボランティア 育成事業	鯉が窪湿原保全活動	令和9年11 月	新見市内	12人	地城市民300人	0

6) 都市・農村交流事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
都市農村交流 に関する調 査・研究事業	空き家調査・リストアッ プ	実施予定な し				0

7) 地域情報化事業に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
ラストワンマ イル活用事業	シルバーパソコン教室	実施予定な し				0

8) 地域安全活動に関する調査、研究、研修及び事業の企画、運営並びに管理事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
地域安全活動	地域安全確保パトロール 活動	月 2 4 回	新見市哲西地 域	登録ボラン ティア310 人	新見市哲西地 域 住人2000人	0

9) 公共施設の管理、運営に関わる事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従業者の 予定人数	受益対象者の範 囲及び予定人数	支出見込額 (千円)
公共施設の管 理	哲西公民館鍵管理	通年	新見市哲西町 八鳥地域	1人	新見市哲西町八 鳥地域300人	70

令和8年度特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 NPOきらめき広場

(単位 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	240,000		
賛助会員受取会費	0	240,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	210,000	210,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	60,000	60,000	
4 事業収益			
市民活動団体運営支援収益	1,082,000		
福祉移送活動収益	246,000		
地域包括ケア実現事業	1,777,000		
公共施設管理運営事業	80,000	3,185,000	
5 その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益	100,000	101,000	
経常収益計			3,796,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	810,000		
臨時雇賃金	902,000		
法定福利費	60,000		
人件費計	1,772,000		
(2) その他経費			
1) 助成金支出	46,000		
2) 委託費	132,000		
3) 行事・活動費	269,000		
4) 旅費・交通費	25,000		
5) 通信運搬費	96,000		
6) 消耗什器備品費	100,000		
7) 消耗品費	240,000		
8) 修繕費	25,000		
9) 印刷製本費	27,000		
10) 燃料費	50,000		
11) 水道光熱費	30,000		
12) 賃借料	125,000		
13) 保険料	50,000		
14) 諸謝金	50,000		
15) 諸会費	10,000		
16) 租税公課	25,000		
17) 広報費	120,000		
18) 調査費	120,000		
19) 支払手数料	7,000		
20) 図書研修費	30,000		

21) 雑費	20,000		
その他経費計	1,597,000		
事業費計		3,369,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
臨時雇賃金	30,000		
法定福利費	30,000		
人件費計	360,000		
(2) その他経費			
交通費	50,000		
通信費	160,000		
印刷製本費	20,000		
車輜燃料費	50,000		
水道光熱費	60,000		
賃借料	320,000		
保険料	26,000		
諸会費	20,000		
消耗什器備品費	50,000		
消耗品費	80,000		
雑費	50,000		
その他経費計	886,000		
管理費計		1,246,000	
経常費用計			4,615,000
当期経常増減額			△ 819,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△ 819,000
前期繰越正味財産額			1,006,793
次期繰越正味財産額			187,793

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

(令和9年4月1日から令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人 NPOきらめき広場

(単位 円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	360,000	
賛助会員受取会費	0	360,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	710,000	710,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	70,000	70,000
4 事業収益		
市民活動団体運営支援収益	1,082,000	
福祉移送活動収益	340,000	
地域包括ケア実現事業	2,010,000	
公共施設管理運営事業	80,000	3,512,000
5 その他収益		
受取利息	1,000	
雑収益	100,000	101,000
経常収益計		4,753,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	810,000	
臨時雇賃金	791,000	
法定福利費	60,000	
人件費計	1,661,000	
(2) その他経費		
1) 助成金支出	55,000	
2) 委託費	132,000	
3) 行事・活動費	443,000	
4) 旅費・交通費	30,000	
5) 通信運搬費	120,000	
6) 消耗什器備品費	150,000	
7) 消耗品費	250,000	
8) 修繕費	50,000	
9) 印刷製本費	27,000	
10) 燃料費	60,000	
11) 水道光熱費	35,000	
12) 賃借料	150,000	
13) 保険料	80,000	
14) 諸謝金	60,000	
15) 諸会費	12,000	
16) 租税公課	25,000	
17) 広報費	120,000	
18) 調査費	120,000	
19) 支払手数料	8,000	
20) 図書研修費	30,000	

21) 雑費	25,000		
その他経費計	1,982,000		
事業費計		3,643,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	330,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	30,000		
人件費計	360,000		
(2) その他経費			
交通費	50,000		
通信費	160,000		
印刷製本費	20,000		
車輜燃料費	50,000		
水道光熱費	60,000		
賃借料	280,000		
保険料	26,000		
諸会費	20,000		
消耗什器備品費	50,000		
消耗品費	80,000		
雑費	50,000		
その他経費計	846,000		
管理費計		1,206,000	
経常費用計			4,849,000
当期経常増減額			△ 96,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△ 96,000
前期繰越正味財産額			187,793
次期繰越正味財産額			91,793

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません、